
埼玉県立さきたま史跡の博物館 会計年度任用職員（学芸員）募集要項

次のとおり、会計年度任用職員を募集します。

なお、会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用されます。

◇ 職務内容

- (1) 企画展の開催準備及び調整
- (2) 収蔵資料、図書 of 整理
- (3) パソコン等による文書作成、データ集計・入力業務
- (4) 来客者対応・問合せ対応（電話・メール等）

◇ 応募資格

博物館法に基づく学芸員資格を有する人（令和6年12月31日までに取得見込みの方も含む。）

ただし、地方公務員法第16条に規定する欠格条項（下記参照）に該当する人及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）は応募できません。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人2 埼玉県職員において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 |
|--|

◇ 求める人材

- (1) Word による文書作成、Excel によるデータ入力・集計、電子メールの確認・送信など、パソコンを用いた作業ができる方
- (2) 電話対応や来客対応が適切にできる方
- (3) コミュニケーション能力に優れ、誠実で協調性のある方

- ◇ 採用予定人数
1名
- ◇ 勤務場所
埼玉県立さきたま史跡の博物館〈埼玉県行田市埼玉4834番地〉
- ◇ 任用期間
令和7年1月1日（水）から令和7年3月31日（月）まで
- ◇ 勤務時間
1週間当たり 20時間
ただし、変則勤務により土曜日、日曜日、休日の勤務がありますので、勤務割振り時間は採用予定者と協議して決定します。
- ◇ 週休日及び休日等
週休日：4週間につき16日
休日：祝日（又はその代休日）及び年始（1月1日～1月3日）
休暇：年次休暇1日（その他の休暇等は県の規定によります）
- ◇ 報酬
時間額：1,126円～1,367円
※ 報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。
※ 報酬は令和6年4月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬が改定となることがあります。
- ◇ 手当
交通費：県の規定に基づき、別途支給します。ただし、通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。
- ◇ 社会保険
健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険制度があります。ただし、加入条件を満たす場合に限りです。
- ◇ 応募方法
希望者は、令和6年11月28日（木）（必着）までに本要項に添付してある履歴書に必要事項を記入のうえ提出してください。
ただし、応募状況により、事前に締め切ることがありますので、応募の際は問合せ先にお尋ねください。
履歴書：写真付。メールアドレス明記のこと。

電話は必ず連絡が取れる番号を記載してください。

郵送可。履歴書は採用に関するもののみに使用し、返却はいたしません。

◇ 選考方法

(1) 第一次審査

応募書類による選考を行います。 ※応募書類の返却はいたしません。

(2) 第二次審査

第二次審査（面接）は、埼玉県立さきたま史跡の博物館内で令和6年12月3日（火）又は5日（木）に実施することを予定しております。詳細な日時は令和6年11月29日（金）までに連絡します。

(3) 最終合格

令和6年12月6日（金）までに、第二次審査の応募者全員に連絡します。

【書類送付先・問合せ先】

埼玉県立さきたま史跡の博物館 担当部長 金子 隆

〒361-0025 埼玉県行田市埼玉4834

電話 048-559-1111

Fax 048-559-1112

mail k591111@pref.saitama.lg.jp